

この季節

# 気象海象の急激な変化に注意を！



出航前、活動中は、気象情報を常に確認し、気象の悪化が見込まれる場合は、出港の取り止めや、早めの帰港の徹底を！

## 【事案概要】

先週の4月29日(土)、第四管区海上保安本部管内において、練習中の高校ヨット部のディンギー10隻が、突風による影響で集団転覆する事案が発生しました。

幸いにも、全員が救命胴衣を着用しており、全員無事に救助されましたが、一步間違えれば、大きな事故へつながる可能性があったと考えられます。



↑海の安全情報スマートフォン用サイト

海上保安庁が提供する「海の安全情報」は、灯台等で観測された風向・風速等の現況を提供しています。気象庁等の発表する情報も含めご活用ください。

海の安全情報

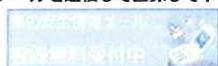
検索

LINK

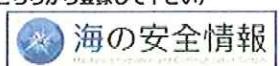


第四管区海上保安本部  
The Regional Coast Guard Headquarters

海の安全情報メール配信サービス →  
(空メールを送信して登録して下さい)



海の安全情報スマートフォン用サイト →  
(こちらから登録して下さい)



1990-1991

1991-1992

1992-1993

1993-1994

1994-1995

1995-1996

1996-1997

# 海でも 「ながらスマホ」 は危険！



危険

スマホ操作は周囲の状況の把握  
がおろそかになります

- ・防波堤上からの海中転落の危険性
- ・操船中は、衝突、乗揚の危険性

## 【事案概要】

5月5日(金)、第四管区海上保安本部管内において、釣りをしていた男性がスマホを見ながら防波堤を歩いていたところ、足を踏み外し海中転落する事案が発生しました。

幸いにも、目撃者と男性が救命胴衣を着用していたため、救助され命に別状はありませんでしたが、足を骨折する大ケガを負いました。

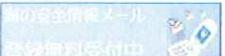
海上、海辺で活動する際には救命胴衣を着用しましょう！

LINK

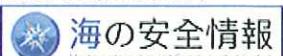


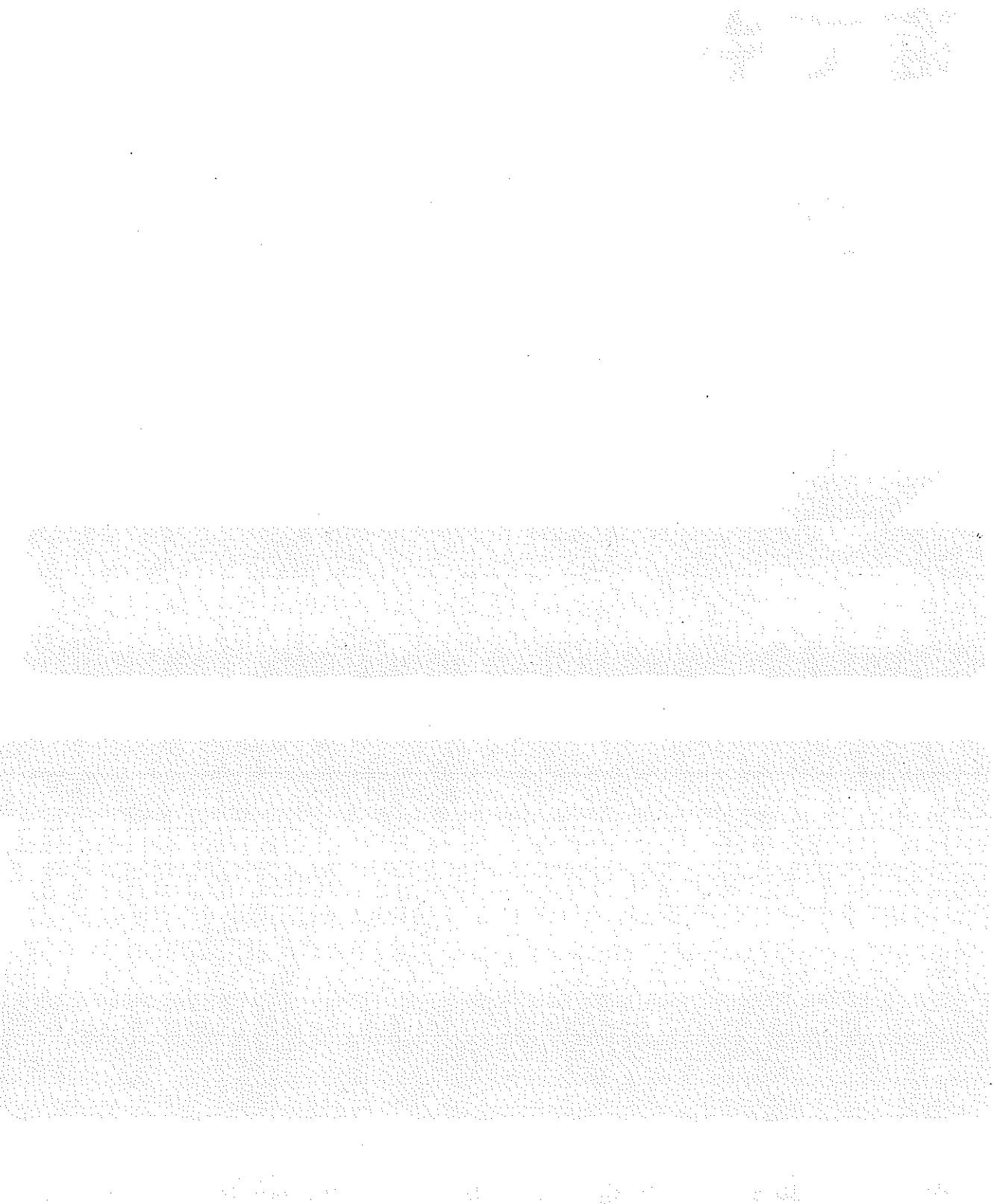
第四管区海上保安本部  
4th Regional Coast Guard Headquarters

海の安全情報メール配信サービス →  
(空メールを送信して登録して下さい)



海の安全情報スマートフォン用サイト →  
(こちらから登録して下さい)





ライフケットが

命を守ります！



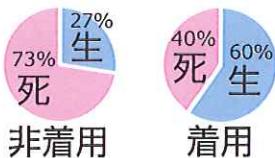
2016年度 ミス日本「海の日」杉浦琴乃

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフケットを着用させることが、船長の義務になります！〔 平成34年2月1日以降、違反点2点が付されます。〕

## || ライフジャケットが命を守る ||

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率



## || 船長の義務です！ ||

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！



## || ライフジャケットの種類 ||

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！



## || 適用除外等の対象例 ||

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

## || 違反すると処分あり！ ||

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始



# あなたは遵守事項を守っていますか!

平成28年7月1日から

「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となります!

モーター艇や水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

## ■ 酒酔い等操縦の禁止



## ■ 危険操縦の禁止



## ■ 免許者の自己操縦



## ■ ライフジャケットの着用



## ■ 見張りの実施



## ■ 発航前の検査



## ■ 事故時の人命救助



## ■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

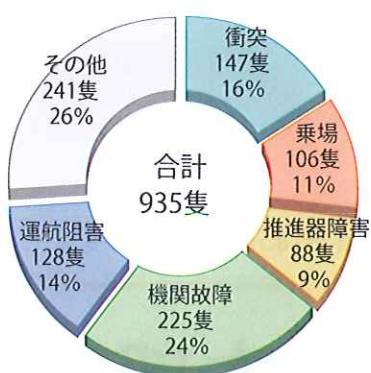
## ■ 行政処分及び再教育講習受講通知基準表

		過去1年以内の違反累計点数				
		2点	3点	4点	5点	6点
過去3年以前の処分前歴※	無	処分の対象外 (受講通知)			業務停止 1月 (受講通知)	業務停止 2月 (受講通知)
		有	処分の対象外 (受講通知)	業務停止 3月 (受講通知)	業務停止 4月 (受講通知)	業務停止 5月 (受講通知)

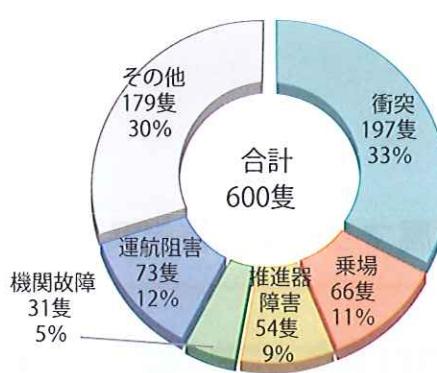
※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。



## プレジャーボートの海難事故の傾向



## 漁船の海難事故の傾向



- 海難事故の傾向を見ると… 機関故障や衝突が多く、不十分な発航前検査と見張りが原因となっています。
- 裏面の発航前検査チェックリストによる確認を!
- 少しでも気になる場合は、マリーナや船舶整備業者に相談しましょう。

※「海難の現況と対策について(平成27年版)」より作成

# 発航前検査チェックリスト



発航前検査は、船長の義務です。

平成28年7月1日より、発航前の検査義務違反は行政処分の対象となります。

## エンジン始動前の検査

### 船体の検査

- ①  船体に亀裂や破口はないですか。
- ②  エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないですか。



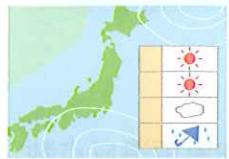
### エンジンの検査

- ③  航海計画に見合った燃料は十分にありますか。
- ④  燃料コック（バルブ）は開いていますか。  
燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないですか。
- ⑤  エンジンオイル（潤滑油）の量は十分ですか。
- ⑥  冷却清水の量は十分ですか。
- ⑦  バッテリーの液量は十分ですか。また、ターミナルは十分締め付けられていますか。



### 救命設備等その他の検査

- ⑧  ライフジャケットを着用しましたか。
- ⑨  通信手段の充電量、予備バッテリーを確認しましたか。
- ⑩  気象・海象情報、水路情報は確認しましたか。



## エンジン始動後の検査

### エンジンの状態確認

- ⑪  回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計または電圧計は正常値を指していますか。
- ⑫  冷却用の海水は通常どおりの量及び勢いで排出されていますか。
- ⑬  エンジンから異常な音や臭いは出ていませんか。



© 2014 JMRA/KAZI

● 発航前検査日時 平成 年 月 日 時 分

● 船名

● 船長氏名

このチェックリストは、所属マリーナへ提出又は船内保管をお願いします。



第四管区海上保安本部